

政令第三百十五号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の七第一項（同法第五十条の十一において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「以下この条」を「次項、第三項及び第四項第二号」に改め、同条第二項中「第四項第四号から第八号まで」を「第四項第五号から第九号まで」に改め、同条第四項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 再就職の約束をした日以前の中期目標管理法人役職員（通則法第五十条の四第一項に規定する中期目標管理法人役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に

当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）

第十六条第四項に次の一号を加える。

十 離職後の就職の援助（最初に中期目標管理法役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「新令」という。）第十六条第二項及び第四項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる独立行政法人通則法第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後

にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

- 2 施行日前における中期目標管理法人役職員（独立行政法人通則法第五十条の四第一項に規定する中期目標管理法人役職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した中期目標管理法人役職員に対する新令第十六条第四項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十五号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

- 3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に中期目標管理法人役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた中期目標管理法人役職員に対する新令第十六条第四項の規定の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十五号）の施行の日以後に」とする。

- 4 前三項の規定は、独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第十六条第二項」とあるのは「第十八条において準用する新令第十六条第二

項」と、「第五十条の七第一項」とあるのは「第五十条の十一において準用する同法第五十条の七第一項」と、第二項中「第五十条の四第一項」とあるのは「第五十条の十一において準用する同法第五十条の四第一項」と、前二項中「第十六条第四項」とあるのは「第十八条において準用する新令第十六条第四項」と読み替えるものとする。

理由

中期目標管理法及び国立研究開発法人の役職員の再就職の適正化を図るため、中期目標管理法の長又は国立研究開発法人の長への再就職の届出における届出事項を追加する必要があるからである。